

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第

卷五十二第

行發日一月九年二和昭

論叢

營業稅の課稅物件の地方分別難

法學博士

神戶 正雄

文化現象の凝集作用

法學士

恒藤 恭

純粹國家

法學士

作田 莊一

時論

獨逸社會民主黨の農政綱領

法學博士

河田 嗣郎

說苑

琉球の廢藩と日支兩屬關係の終末

法學博士

山本美越乃

植民及び植民地の意義

經濟學士

長田 三郎

雜錄

英領東アフリカの現状と其將來

經濟學士

田島 正雄

同盟罷業保險の現状

經濟學士

近藤 文二

八日市の起源と歸化人

經濟學士

菅野和太郎

地方財政と累進稅比例稅

法學士

汐見 三郎

法令

議院法中改正法律・震災手形處理委員會官制・公益質屋法施行規則・米及穀の輸入稅免除の件廢止

時論

獨逸社會民主黨の農政綱領

河田 嗣 郎

一 農政問題に對する社會民主黨の態度

獨逸其他諸國に於ける社會民主黨は、從來農政問題に對しては甚だ冷淡であつた。といふのは、社會民主黨の諸政策に於て其指導的精神を爲す所のものは謂ふまでもなくマルクス主義であるが、そのマルキシズムに在つては、農業たると工業たるとを問はず、資本制發展の過程は同一原理に依て導かれ同一傾向を取つて進む外はなきものと見、從て特に農業に關する政策的見地を立てる必要なく、一般的なる社會改造の事業と經濟變革の運動とは、農業と農村とに關する問題をも亦總括的に解決するに足るものと見て居るからである。そして又マルキシズムに在つては、小農地の所有の上に立脚し舊式なる小規模經營を爲すことを以て面目とする自作農制は、資本制

經濟發展の大勢に依て段々押潰されて行く外はなきのみならず、社會主義的改造に際しても、斯かる個別的小經營は其存在上の獨立を主張し得べき理由を有たざるものと見、其他一般的に小農制は社會主義組織と一致しないものと見て居る。即ち自作農制及び小規模小作農制の如きは、現今の時勢に適合しないものであつて、漸次滅亡する外はなきものと見て居るのである。從て自作農民や小作人の如きは資本制の下に於て漸次其存在を危くせらるゝのみならず、社會主義社會に於ても經濟支持の柱石たるべき役目を働くに足らざるものとせられ、現今の時勢の進歩と共に自滅する外はなきものと見られたのである。¹⁾

獨逸其他の社會民主黨はマルキシズムの根本見地からして、特に農業に關する政策的方針を定むることなく、其政綱を定むるに當つても、たゞ一般的なる産業社會化のプログラムを造るに止まり、農業に對しては其の一般的なるプログラムを適用して進んで行くを以て足れりとした。即ち社會的なる大經營を以て農業經濟を根本的に改造し、所謂農業社會化の實現を期することを以て足れりとした。そして自作農民の如きは場合に依てはこれを敵視しブルジョア階級の片割と見るか、然らざれば多くの場合に於てはこれを蔑視し、特に取立て、齒牙にかくるに足るほどのものと見ず、農民の中に在つては専ら純粹の勞働者を重視したのである。されば農業及農村問題に對する社會主義者の態度を定むべき機會の生ずる毎に、土地所有制其他に關して社會民主黨の態

1) 摺稿『マルクスの農業經濟觀』(本誌第二十四卷第六號及第二十五卷一號所載) 參照。

度はマルキシズムを取つて變ることなく、一八六七年のローザンヌ國際協議會以來、獨逸社會民主的勞働黨の第二回スツトガルト協議會（一八七〇年）に於ても、ゴータ協議會（一八七五年）に於ても、常に同一の立場が示された。

マルクス以後獨逸の社會民主々義運動に於て農政問題に關して理論的指導者たる地位を占めて居たのはカウツキーであるが、氏の意見は、其著 *Die Agrarfrage* に於ても、自作農民の如きに對してはこれを企業家視して寧ろ其の撲滅を必要と見、一八九五年のブレスラウ大會の時に當つても、もし社會民主黨の農政綱領を示すに於ては自作農民等は其地位の確立向上を希望するに至り、私有制に對する其熱を高めることになつて、社會主義運動の妨礙になるばかりだとして、これを排斥したのである。其後に於てもカウツキーは其の見地を多く變ずる所はなかつた。

然るに歐洲大戰以後實際に於ける事情の發展は、社會民主黨をして多少づゝ其の農村及農民に對する見地を變ずるを餘儀なくするに至らしめた。特に露西亞に於ける革命の實地教訓は、社會主義運動に於ける農民の力の尊重を拒むに由なからしめ、都市勞働者と農民との握手を以てして所謂勞農支配の政治を造り出すことの重要さを見るに至らしめた。そしてその農民中に在つてはたゞ獨り純粹の勞働者ばかりでなく、小小作人や自作農民をも味方に引入れることの必要が痛感せられるに至つた。茲に於てか社會民主黨は從來の自作農民其他純粹勞働者たる以外の小農民に

對する態度を變じて、いはゞ從來のやゝ輕蔑の態度を變じて、却つて其の甘心を買ひ、これを味方に引入れんとする態度を探るやうな風になつた。若しさう謂ふて惡ければ、從來の一般的社會主義化の方針の中に於て、例外的に自作的小農地所有と小規模農業の獨立の地位とを認め、更に進んでは其等小農民の地位の確立と向上との爲めに、特殊なる政策的見地を定め、一般的社會主義化運動の一般方針の適用以外に別個に農政方針を定め、所謂農政綱領(Agrarprogramm)として社會民主黨の農業政策上の立場を明かにし、其の施政の方針をも具體的に公にする傾向を示すに至つた。

此事情は社會民主黨の歴史の上には特筆大書するに値するものと謂はねばならぬ。仍て私は茲に奧地利社會民主黨が一九二五年十一月十六日に議決せる農政綱領に據り、併せて又本年五月二十二日よりキールに開かれた獨逸社會民主黨大會に於て爲されたる農政方針に關する報告を對照して、兩國社會民主黨の農業政策上に於ける態度と方針とに就いて概括的な觀察を試みてみたいと思ふ。蓋しこれを觀察することは、廣く今日の農政問題を研究する上に、大いなる参考とならざるを得ざるのみならず、我國に於ける今後の農政問題を考ふるに就いても、時務の助となるべきもの少からざるを信するからである。そしてこれを觀察するに就いては、曩に公にされた英國勞働黨の農政方針と比較することの甚だ意義多かるべきは勿論である。これを爲すことに依て

- 3) Das Agrarprogramm der Deutschösterreichischen Sozialdemokratie, Wien 1925, Verlag der Wiener Volksbuchhandlung, Wien.
- 4) Sozialdemokratischer Parteitag 1927 in Kiel, Protokoll mit dem Bericht der Frauenkonferenz, Berlin 1927
- 5) 拙稿『英國勞働黨の農政方針』(本誌第二十三卷第六號所載)

農政問題に關する現下の時勢は大様これを窺ひ知るを得るであらう。

二 社會民主黨の農政綱領

獨逸社會民主黨の農政綱領は、三大部門から成立ち、其各部門に夫々實地政策上の諸々の方針が示されてある。

第一部門には農業を業務としてその收益を増加せしむる必要が説かれ、これを増加せしむるに適する諸方策が示されてある。その諸方策といふは、これを概括して先づ要點だけを示せば左の通りである。

一、農村に於ける教育を振興し、有效なる國民教育と併せて農事教育を行ふこと。

二、農民をば現時の資本制的なる商業資本の搾取より解放すること。

其爲に穀物專賣制を布き又産業組合の發達を促すこと。

三、土地の收益價格と賣買價格との不自然的なる不一致を制理すること。

其爲に金融状態を整へ、銀行制度を改善し、家族世襲財産制及び自家狩獵權漁業權を廢止すること。義務的なる火災・霜害及家畜保險を制定し又小農民の養老保險を創設すること。

小作法を制定すること。租税の整理を爲すこと。

右等の諸方策は何れも大抵既に諸國に於て社會主義以外の政策としても示されて居る所であり、又幾部分は既に實行せられて居るのだが、社會民主黨はまた其独自の立場から此等に關する方針を定めて公表した次第である。

第二部門は勞働權の確立、勞働保護立法、勞働保險の制定に關するものである。從來工鑛業勞働に關しては既にかなり進んだ立法が此等の諸方面に關して爲されて居るのに、農業従事者は除外され閑却されたる風だつた爲めに、農民は常にこれを羨望する外なかつた。これが爲めに農民離村の傾向をも助長したのである。仍て今これ等に關する立法的施設を爲さんとする次第で、其の實行策としては

一、勞働權勞働保護及勞働保險に關する立法を爲すこと。

二、家産を制定し獨立の家計を可能ならしめ、又無産農業勞働者の獨立家計を可能ならしむること。

三、土地を所有する農業勞働者の自家經營を保護すること。

四、以上の諸要求に應ずるため地方自治體の土地所有を擴大すること。

等のことが掲げられてある。第一部門が産業政策的なものを包括した部門だとすれば、第二部門は社會政策的なものを以て成れる部門と見てよいであらう。

第三部門は社會主義的社會秩序に移り行くべき過程を示せるもので、資本主義制下に苦める小農民を解放し社會主義制の下に其自立と繁榮と福祉とを實現せしむべき方針に關する見地を明かにせるものである。具體的施設に關するものよりも謂はゞ農政に關する最後の歸結と終局の理想を説けるものと見てよい部門である。茲に私は右の中第一部門と第二部門とに就いて、其中の主なる方策を窺つて見たいと思ふ。第三部門については別に項目を立てず、第一及第二部門内のことについて觀察する際併せ叙ぶるに止めて置く。⁶⁾

獨逸社會民主黨大會に於ける農政方針に關する報告は(一)土地制度改革(二)農業生産増進(三)農産物販賣制理(四)租税(五)農業及林業勞働者に對する要求(六)農民社會政策の六項に分れて居り、各項目中に夫々具體的な施政上の要求と方針とが示されて居る。

私は主として塊國社會民主黨の農政綱領について述べ、獨逸社會民主黨大會に於ける農政方針に關する報告は、たゞ之れと對照して示すだけのことにしたいと思ふ。蓋し兩者はその内容に於て著しく相違した所はないからである。

三 農業教育の改善

農業生産の増加を圖ることは、農村を振興し、農民の境遇を改善する爲には、先づ最も必要な

6) この農政綱領に對する批判的見地の公にされたる農民團體のものとしては、Hans Pichler, Das Sozialdemokratische Agrarprogramm, Innsbruck 1926 参照。

ことであつて、然かもその生産増加は技術と經營との改善に待たざるべからず、從て結局は農村に於ける教育の刷新に依らなければならぬとの考は、社會民主黨に於てもやはり普通の政策を論ずる者の如く、最先に表はれて來ざるを得なかつた。そこで農政綱領は

農村に於ける國民教育の建設及改良即ち八年義務教育制の復活、登校義務輕減の廢止、一學級兒童數の制限(最初先づ最高四十人制)村落學校に於ける授業改善に關する根本原則の實行といふことを掲げて居る。特に社會民主黨は國民教育の普及に熱心で、社會民主黨は學校黨だと自稱して居る。埃太利では一八八三年の法律により十二歳以上十四歳以下の者は勞働の補助を爲すため學校に行く義務を輕減せられたが、これは甚しく國民教育を害するものとして、社會民主黨はこれを排斥するのである。そして經費節約のため一學級の兒童數を過多ならしむるは教育の效果を減殺するものとして其數を制限する。そして此事は同時に授業上最新の有效なる方法を採用すること、並び行はるべきもので、その教授法は、兒童をして農村生活と農業との實際に關する觀察を爲し其間から活きた智識を得又生活と業務とに關する理解を得せしむるに注意すべきものとせられる。從て社會民主黨は師範教育の改善をも主張するのである。

小學校を卒業した者に對して四年間の義務的補習教育を行ふことは、社會民主黨の政策綱領中に掲げられた第二點である。即ち十四才以上十八才以下の者に對し、當初二年間は主として普通

教育を、次の二年間は主として農業教育を授けるのである。瑞西では強制補習教育年限は三ヶ年だが、奥太利ではこれを四年制にせんとするのである。

次に補習教育以上や、高き専門的農業教育を受けたる者となるべく多數に農村に居住して獨立の業務を營まんことは、農村としては甚だ望ましい所なるが爲めに、社會民主黨は中等程度の農學校と林學校とを成るべく多數に創設して、然かも小農民や農業労働者の子弟にして之に就學せんとする者には公費の給與を爲すべきことを綱領中に掲げた。此等の中等農林學校網を造り上げんとするのである。

次に農村住民の一般的文化標準と其の經濟狀態との向上を圖る爲めに、社會民主黨は丁抹の例に倣つて國民高等學校を設置すべしとして居る。丁抹に於て産業組合が發達し農村の經濟狀態の健實なるは決して故なきにあらずと高唱するのである。⁷⁾

即ち社會民主黨は農村に於ける右の如き學校系統を立て各種の學校の普及増設を爲すことは、農民の經濟を向上せしめ、其の生産力を増し、同時にその文化標準を高むる根本策だと見るのである。そしてこれを其の農政綱領の辟頭に掲げて居ることは、洵に注目し値する所といはねばならぬ。英國の労働黨がやはり農村教育問題を重視し、その機能の發揮の爲めに具體的なる方策を示して居るのと併せ考ふべき所である。英國労働黨の農政では小學校と補習學校と農事試驗場と

7) Otto Bauer, Sozialdemokratische Agrarpolitik, 1926, S. 5-12

大學の専門教育との直接な連絡を取ることの必要が力説せられ、農村の住民をして子供の折から科學上の新智識に親むを得しめ、活きた智識を業務上に應用して技術と經營とに於て現代的な經濟を行ふを得る道を得せしめんとすることに意が用ゐられて居る。彼此併せ考ふることに依て、現代的なる農政方針が先づ其の根本より築き上げて行かうとする點を解得することが出来る。私には我國の社會主義的諸政黨に於ても十分この點に注意の拂はれんことを希望せざるを得ない。具體的な政策綱領の公示を見たいものである。

獨逸社會民主黨の農政方針報告に於ても農村教育に關しては殆んど全く同一様のことゝ掲げられて居る。⁹⁾ たゞ補習教育に於て女子に對し特に家政に關することゝ、衛生及び育兒に關することゝを注意して教授すべき點の示されて居るのは、よい思付といはねばならぬ。

四 農業生産促進策

農業生産を促進する上の第二の必要としては、一には農事試験場、巡回教師、冬期講習、模範農業、展覽會、農事經營相談所等の設置若くは開催により、二には諸種の産業組合の設立により、三には道路の修造、河川の整理、土地改良資金の補給、良き種子肥料種畜等の供給、農用機械の備付等のことに關し地方費を支出して、直接に生産促進の道を講ずることなどに依て、有效

8) 拙稿『英國勞動黨の農政方針』本誌第二十三卷第六號八八一—九三頁。
9) Sozialdemokratischer Parteitag, Kriil 1927, S. 276.

なる方法の講せらるべきことが示されてある。總べて此等のことは從來既に多少は行はれて居る所であり、又何れの政黨も必ず其必要を認むる所であるが、たゞ問題は此等の諸事項に涉り何れの程度までよく強制的な義務的な規定に依て之を實現するだけの決心を有するかに在るとせられる。従て塊國社會民主黨の農政綱領には土地の所有者が適當なる方法に於て其所有地上に農事經營を爲さるる場合には、地方自治體は國民全體の利益の爲に、地主を強制して合理的經營を行はしむべき權利と義務とを有するものと定めた。そしてこの強制に對しては必ずや大地主等の反對があり自己所有地上に於ける行動の自由を主張するであらうけれども、社會民主黨としては斷乎として其反對を退けて進み行くことの出来る點に於て、所謂市民的な政黨などよりも強味があり、又綱領も空文に終らないで實行性に富むものと唱へられる。

所有者の意思に反しても農業利益増進の爲に行はるべきもの、一例としては、耕地整理事業の如きが考へられる。この事業は從來の例としては關係所有者多數の意思が合致するにあらざれば行はれ得ないことになつて居るのだが、それでは到底十分に事業を普及せしむることは出来ないから、社會民主黨は必要なる場合には強制的に其事業を遂行すべき道を開かねばならぬと見て居る。併しかゝる強制にはとかく官僚的な專斷の伴ひ易い恐があるから、農民の間から選出せる人々に依て組織さるる農業會議所を諮問機關として用ゆべしとするのである。尙ほ農民に對する強

制的規定としては、共有地の使用、土地改良、厩舎及堆肥所の設備、家畜の取扱特に畜疫防止、種子及人造肥料の賣買、有害動植物の驅除、所有者の使用せざる土地の開發等に關するものが設けられ、これに依て農民に合理的なる經營の道を指示し又その妨害となるものを排除することが掲げられて居る。森林の經營管理に關しても義務的な規定をせなければならぬと見られ、義務的なる森林組合の設置が提議せられてある。¹⁰⁾

要するに農業生産の増進を計ることは、農業振興の爲には最も重要にして根本的なる方策と考へられて居るのである。即ち塊太利社會民主黨の見る所を以てすれば、從來の市民的なる政黨が好んでこれを爲すやうに、只管に農業物の價格を釣上げる方策を探るに於ては、必ずやそれは地方に於て都市の消費者特に労働者や給料取を苦めることになるから、社會民主黨としては、價格の適當なる構成については勿論考慮を拂ふけれども、もつと根本的に農業生産の増進を計ることが急務たらざるを得ないとする次第である。

五 商業資本よりの解放

然らば農産物の價格の構成とこれに伴ふ農産物販賣組織に關する方面はと見るに、社會民主黨は現時の經濟組織に在つては、中間商業が生産物賣買上あまりに重大なる部分を働き、ために生

産者と消費者と共に搾取を被るゝと見ること、世に行はれる此種の議論の見る所と異なる。そこで其の改善の爲めに考へられる方策として、一方生産者の側に於て販賣組合を組織し他方消費者の側に於ては消費組合を組成して、兩者間に直接なる賣買取引を爲し、中間商業の整理と排除とを爲さねばならぬと主張する。そして従來存する多くの此種組合は大抵ブルジョア支配の下に在るが故に、これを其手から解放して小農民や労働者の支配する機關とせなければならぬとするのである。

農産物中の最も主要なる穀物については、現今盛なる投機取引が行はれ、取引所は賭博所たるかの觀を呈する次第なれば、これが弊害を根本的に救治せなければならぬ。そして其價格の甚しき變動無からしむるに努むると同時に、國內に必要とする穀物は出來得る限り多くこれを國內に於て生産するを要し、その爲には國內生産をして業務として立行くことの出來るものとせなければならぬから、穀物の價格はその生産を支持するに適する程度の高さのものとする必要ありと見る。茲に於てか國內に輸入せられ又國外に輸出せられる穀物及穀粉に關しては、國家的なる專賣制を設くるを要し、國內に於ける取引は自由なれど、其輸出入はこれを專賣として、其の價格の適當なる調節を行ふことにせなければならぬと主張するのである。従來國內穀物生産保護の爲には關稅政策が用ゐられたけれども、これは生産者保護の爲に消費者の利益を犠牲にするものだけ

ら不可である。これは宜しく專賣制度に依て行はるべきもので、其制度の下に於ける價格は、世界市場價格とは無關係に、國內の生産費關係と專賣費用とを目安として定むべきもので、消費者は生産者の業務を立行かしむるに足るだけの價格は拂ふが國家に租税として納入することは無いやうにすべきだとせられる。

ごにかく産業組合の發達と輸出入穀物專賣制の實施とは、農生産者と消費者とを現時の商業的な資本と資本的な投機との搾取から解放する所以だと見られて居る。併し現時のやうな資本制社會に在つては眞實の解放は行はれない、眞實の解放は社會主義的社會に於てのみ爲されるのである。即ち現今生産物の價格は需要と供給との關係に依り、商業と投機との支配の下に定まるのだが、社會主義的社會に於てはかゝる偶然的な關係に依て價格の定められることなく、常に合理的なる採算の下に定められ、然かもその適當なる決定に依て農業と工業とは共に平均的に發展し行くことの出来るやうにせられる。社會主義的社會に於ては大工業と大商業とは社會化せられ、小農民は依然その小所有地と小經營との上に獨立を維持し乍ら、然かも資本の利子的支配とカルテルの價格的支配と資本的商業の搾取とから免れることが出来るのである。資本制社會に在つては生産方法の無政府的狀態からして農産物價格低落の恐慌的時代は價格騰貴の時代と入替り立替る。社會主義社會に在つては農工共に平均的に整へられて、農民が社會的勞働の全收益に對して

有する割前は盲目的な經濟力の支配に依つて定まることなく、意識的に計畫的に制限せられることとなる。と提示せられて居るのである。⁰¹⁸⁾

六 抵當資本よりの解放

現今農民は信用に依て資金を得なければならぬ必要に迫られる場合頗る多く、たとへ小農民といへども、この必要を免れることは出来ない。そしてそれは大抵抵當信用として表はれるのであつて、土地獲得の爲に、土地改良の爲に、又種々なる緊急的必要の爲に、抵當信用を起さなければならぬ。其結果農民は屢次過度信用に陥つて非常な困難に遭遇するを避け難いのである。そこで従來これを防ぐ道として、農民の起し得べき信用限度を定むべしとの議論も行はれたのだが、その必要に迫られて居る農民にたゞ資金の信用借を爲してはならぬと禁じても、實行される見込はない。政策としては農民がかゝる必要に迫られることなきやうならしめ、其の所有地があまりに過大な抵當負擔をせなければならぬやうな強迫した状態に陥ることの無いやうにしてやらなければならぬ。

此の見地からして社會民主黨は農民に對する安い信用の道を開くことを急務と考へた。その爲には銀行の支配權を打破し、銀行カルテルを解散し、銀行に對する嚴重な國家監督を行ふと同時に

に、他方に於ては、農村抵當銀行と貯蓄金庫と信用組合との普及を圖るべしと爲した。

農民をして過度負債に陥る原因を防ぐ道としては、現今農民が土地を購入するに當り其代價の一部分をば抵當信用に依て調達するのが普通に表はるゝ現象なれば、先づ此方面を整へることを考へなければならぬ。現今土地は其の賣買價格が收益價格よりも頗る高くて、從て土地の抵當價格も高く、爲に農民は土地を買つて其を抵當に入れ金を借りて代價を拂つたのでは、抵當信用の利子の爲めに土地收益の大いなる部分を用ひなければならぬことになり、其經濟は困難に陥らざるを得ない。これ必竟土地の賣買價格が高きに過ぐるが爲に外ならざれば、弊害の本を絶つ道としては、この點に對して矯正策を講じなければならぬ。

乃て現今土地の賣買價格の外に高い原因を深つて見るに、その主なるものが二つある。一は大地主輩が狩場などにせん爲めに方外な値で土地を買占めることであり、二は小農民が無産者たることの境遇を恐れて只管に土地を所有せんと欲し算盤のけたを外して高い値を厭はないで土地を買ふことこれである。されば過度負債の源を絶つ事はこの二點を抑へなければならぬ。そこで社會民主黨は一方に大地主の自領狩獵權を禁止すべしと提案するのである。然るに第二點に至つては現時の社會組織の續く限り、農民にたゞ土地を欲しがるなどいつても無理なこと、無産者たることを恐れる限り農民は必ず土地を欲しがる。土地を欲しがることなからしめん爲には無産

者たるを恐れることの無いやうにせなければならぬ。それはつまり無産者の境遇を安穩な安定せるものたらしむる外に存せない。然しかゝる境遇はたゞ社會主義社會の實現に依てのみ見待られる所だから、速に其實現を期し、大工業と大農地の國有を斷行し、一方には無産者が賃労働者として企業家の搾取を被ること無からしむると同時に、他方には小農民として抵當信用の搾取を受けることの無いやうにする外はない。社會主義社會に在ては勞働者は皆就職を保障せられ失業の恐を取去られ老後の心配を無くされるから、無産者たることに恐怖を抱く必要がない。從て農村の人々も無産者たることを恐れる所から土地を只管に買煽ふることはない。之に依て土地買買價格が收益價格以上に高くなる原因は取去られ、從て過度負債の恐もなくなる。¹⁴⁾

この見方は農業政策に關する實地方針としては、推理上聊かユートピアンに聞こゆる所あり、又實行的にはその所謂社會主義社會の實現に關する實際方法が示されないでは、どうも具體的政策としての實効力を有し得ないとも見へる。併し土地價格の公定が行はれ難きことであり、土地の賣買や抵當貸借やを一定された收益價格に依てすることも實際上困難であるからには、社會民主黨としては、所謂根本的改革案を提げて行く外はないのであらう。

七 小作人保護

14) Bauer, a. a. O. S. 48-69.

土地の價格を方外に高くする結果は、土地を買ふ小農民が抵當資本の爲めに搾取せられることとなるのみならず、地價高きが爲めに其の小作料も實際の地代に比し遙かに高い所に居ることになつて、小作をする小農民の小作料負擔を過大ならしめ、彼等はその一家の勞働に對する賃金收入の一部分を割いて小作料の支拂をする外はないことになる。斯くて即ちかゝる方外なる地價は地主をして小作人を搾取せしむる弊害を伴はざるを得ない。

そこで此の搾取に對する小作人保護の道を講ずることが農政上重要ならざるを得ざる次第で、社會民主黨はその保護立法を爲すことを農政綱領中に掲げて居る。塊國社會民主黨の提案は、先づ小作權確立の爲に、小作期間は六年以内たることを得ざるものとした。次に小作人は小作契約締結以後小作經營の實成績に於て、其爲に爲したる勞働に對し當該地方普通並みの賃金收入をも得ざる場合には、何時にても小作料の低減を請求するを得るものとし、この請求に對する決定は、判事を議長とする小作委員會が之を與へるものとする。小作委員會は議長以外四名より成り、中二名は小作人團體の選定により他の二名は地主團體の選定による。次に又民法上に定められたる小作人が小作地に對して爲せる改良に對する地主の賠償、不作の場合に於ける小作料の減免等の規定は、契約に依てこれを變更するを得ず、其他小作人が法律上有する權利は、小作契約に依てこれを拋棄するを得ざるものとする。又小作契約満了期限前に於ける地主の解約を認むる契

約は無効なるべきこと等の規定を設けなければならぬと主張するのである。

次に現在の小作人にして小作契約の満期が其の生存を危くする恐あり、然かも其の小作關係の繼續が賃貸人の經濟上の存在を危険に陥らしむることなき場合には、小作人は其の小作地の占有を續くるを得るものとする。この危険が果して存するや否やは小作委員會に於て決定する。

次に大地主の所有地にして小分せられて小作に附せられ、然かもその小作は少くとも一代以上引續き同家族に依て爲されたるものなる場合には、その小作地は地方自治體の所有に移され當該小作人に對して永小作地として附與せらるべきものとする。社會民主黨がかゝる土地を何故に當該小作人の所有に移すことを以て方針としなかつたかといふに、かくすれば小作人は地價を支拂はざるべからざる必要上抵當信用を負擔して其の利拂のために小作人たるよりも却つて其境遇を困難ならしめる恐あるからである。

すべて斯くの如くにして社會民主黨の對小作政策は三段より成り、先づ小作法を改正すること、次には小作地の占有を確保すること、次には大地主の小作地を地方自治體有に移し其小作人を永小作人とすることにせんとして居る。然しこの關係に於ても資本制社會に於ける小作人保護には自ら限度あるを免れず、眞に徹底せる保護は社會主義社會の實現に依てのみ爲さるゝを得ると考へられる。即ち小農民が無産者たることを恐るゝ限りやはり小作料はせり上げられるを免れ

ぬ。無産者たることに何等の危懼の伴はざる社會主義社會に於てのみ小作人は安全に又安神して其業務を行ふことが出来る。資本制社會に在つては、普通の勞働者は生産手段の所有を離れたる結果として其所有者たる資本主に勞働を賣らなければならず、從て其搾取を被るを免れない。小作人も全然これと同様に、生産手段たる土地の所有から離れたる爲めに其の所有者たる地主の土地を借りて用ゐる外はなく、其結果地主の搾取を被るを免れない。されば勞働者と小作人とは全くその運命が同様でその利害が共通である。兩者は相提携して進み共同に新運命を開拓せなければならぬとは、實に社會民主黨の主張する所である。即ち勞農共同戦線は斯くの如くにして造られねばならぬ必然の勢にあるものと考へて居るのである。¹⁵⁾

八 農業勞働者保護

以上示す所はすべて私が前に塊太利社會民主黨の農政綱領中の第一部門と見た所のものであつて、何れも農業生産の増進に直接若くは間接の關係を有するものである。これから進んで其第二部門即ち農業勞働の保護に關する方面を窺ふことにする。

從來勞働者の權利を認め又其保護の爲に立法を爲す氣運はかなり早くから開けて居るけれども、それは當初工業勞働者に限られ、其後漸次其範圍が擴げられるにしても農業勞働方面はいつ

15) Bauer, a. a. O. S. 70-81; Soziald. Parteitag, S. 274ff.

もあと廻しにせられるのが諸國の實例であつた。然しこれはどうしても公平に扱はれなければならぬ。若しかゝる状態が永續するに於ては、農工労働者間の境遇の不平均は段々甚しくなるばかりで、農業労働に従事するものは益々其境遇に不安と不満を感じ、農業をすて、都會地や鑛業地に移轉することゝなる外はない。斯くては農業そのもの、疲弊を見農村の荒廢に歸するは免れ難い所である。

農業労働に従事する者に對して保護的立法の爲されんためには、農業労働者が立法府に力を得る必要がある。即ち農業労働者も政治上の實權をつかむ必要がある。併しその實力の獲得は所詮工業其他の労働者との共同運動に依する外はないから、農村労働者たるものは須らく労働組合を組織して工業労働者其他のものゝ労働組合と合衝連衝すべきである。そして社會民主黨に加入して單一なる大戦線を張らなければならぬ。かゝる組織的なる運動に依てこそ初めて有力なる階級戦争は實行さるゝを得、又勝利の見込もあるとせられる。この見地から社會民主黨は農業労働者の覺悟を促し、結合して力を得、力を得て戦ひ、戦つて階級利益を擁護し、離村の原因を除去せなければならぬとするのである。

労働保護の實際的方面としては、農政綱領は先づ農業労働にも集合的團體契約を認め調停制度を設くべきことを主張する。次には工場委員の制度に倣つて、二十人以上の労働者を使用する所

には其中から一名の業務參與を選任し、五人以上を使用する所には一名の労働委員を仲間から選出せしめることにすべしと主張する。尙又労働會議所に農業労働者部を設くべしとの主張や、其他これに類似の主張を掲げて居る。

労働時間については、農業々務の性質上季節と天氣とに影響せられるから、工業などのやうに一率には行かないが、一年平均的に八時間制を布くべきものとし、その範圍内に於て團體協約により夏季にはやゝ長き冬期にはやゝ短き労働時間を約定し、家畜に關する労働と家庭内労働とについて特殊の協約を爲すべしとする。時間外労働は許されるが、それに對しては普通賃金の五割増を支給すべしとする。日曜休業に關しては、夏季には三十六時間冬期には四十二時間の休暇を與ふべしとするが、家畜に關する労働と家庭内労働とには例外を認めるのである。

労働者の住居に關しては保健上不適當なるものを禁止すること、業務に伴ふ危険に關しては其の防止設備を十分にすること、女子労働者に關しては其の保健に注意し特に妊娠時及月經時に對する保護を爲すこと、少年労働保護を行ふこと等が示されてある。これ等は大抵工場法に於ける規定に準じて保護法を定めんとするもので、工場監督同様の監督制をも設けなければならぬとせられる。

労働保護に關しては埤太利の農政綱領には強制疾病保險、養老及癱疾保險、傷害保險、失業保

險等を農業労働者にも及ぼすべきことが要求せられてある。獨逸に在つては労働保險中の或ものは既に農業労働者にも適用せられることになつて居るが、社會民主黨は更に進んで十分完全に農工労働者の保險上に於ける地位を同一にし其の利便を平均せなければならぬと見て居る。

總べて右等の労働者保護政策は主として労働者に就いて考へられるのだが、奥太利の社會民主黨農政綱領に於ては、更に此等の施設を農林業に於ける給料取にも及ぼし、給料取階級の利益を労働者同様に保護せなければならぬものと見て居る。そして尙此等の保護立法や保險施設に關しては國際的なる協約が結ばれて諸國に共通なる政策の行はるゝ必要が説かれてある。

農業労働者及び給料取に對して此等の保護を爲しこれに適する施設を爲すに於ては、其爲に少からざる費用を要するは明かである。茲に於てかこれに反對する者は、斯かる費用は當然に農産物の價格を騰貴せしめ、其結果都市の一般住民中には労働者の生活を困難ならしむることゝなること論難するのである。けれどもたとへ之が爲めに費用を要し其結果多少農産物の價格を騰貴せしむることありとも、都市の住民中何者かよく農村の労働者は何等かゝる保護を受けなくて居てもたゞ安價に農産物を作つてこれを都市住民に供給する役目をさへ果して居ればそれでよいのだといふやうな亂暴な議論が成立つものであらうか。それに尙ほ考へなければならぬことは、若し農村労働者の保護が有

效に又十分に行はれざるに於ては、彼等は相率ひて都門に流入することになり、其結果都市労働者の間に於ける失業を大ならしめ、引いて又勞賃標準をも引下げることゝなる。それが爲め都會の勞働者は多少農産物を安價に買ひ得ても其の境遇は却つてより以上悪くなるを免れぬであらう。それでは何にもならないではないか。

そこで社會民主黨としては飽迄農業労働者の工業労働者同様なる社會的保護を要求する。そして農工業労働者の結合による共同運動が有効に行はれん爲めに、兩者の間に各々有力なる組合組織が實現するに至らんことは、實に現時の社會に於ける自然的なる要求であつて、廣く農村無産者の境遇の向上と改善の爲めに共同團結と共同運動との爲さるゝは、農業發達の進化法則上の要求だと見るのである。¹⁶⁾

九 村落共有地の整理と擴張

社會民主黨は次に共有地に對する權利關係の整理を行ふことゝ、村落共有地の如きを擴大することゝを農政綱領の中に掲げて居る。これは農村に於ける土地無所有労働者の爲にかゝる共有地に於て家産を造り與へることの必要と、土地所有労働者をして其の經濟の補助を共有地の利用に依て見出し得せしめん爲の必要とから要求せられる所である。

社會民主黨の見る所を以てすれば、山林や牧草地の如きは昔は皆村落の共有財産であつた。然るに時代の経過につれて其等は王侯貴族に依て領有せられてしまふか、又は村民中に其の共有者たる少數部類の人々が出来て他の者はその共有關係から排斥せられてしまふか、更には共有者間に分割私有されて普通の私有地に化してしまふかして、今ではよほど共有地の面積は少くなつてしまつたのである。されば社會民主黨としては、この共有地を復活するに努め、なるべく其の面積の擴大を圖ると共に、其の共同使用權に關して規定の立直しをする必要ありと見る。

村落共有地はこれを普通の共有地と村落基本財産とに區別して見なければならぬ。前者はその共有地に對して權利を有する者が、無償にて或は其所から薪や草を採り或は家畜を放牧する權利を有するものであるが、後者は村落自治體に於てこれを管理しその使用は有料として其收入を村落會計の中に繰入れるを例とするものである。そこで社會民主黨は村落共有地はなるべくこれを村落基本財産に變更せなければならぬとする。蓋し村落共有地の使用は習慣的に土地の所有者其他の一部分の住民にのみ其權利が限られ、廣く村民一般に及ばないのを例とするから、これを村落基本財産に變更して其所からの收入を村の一般的收入中に加へ、以て學校の建設や改良や道路其他の公的使用に屬するもの、布設修繕等に用ゐて、其の間から生ずる利便を村民一般に普及せしめなければならぬと考へられるからである。そしてその土地の狀況によつては其所に無產者

に對する家産の設定をすることも出来るし、又土地を所有する勞働者をして其利用により經濟上の補助を得せしめることも出来るからである。

村落はかゝる基本財産たる土地をなるべく廣く所有するを要する。そこで社會民主黨は大所有地については其の外邊の部分はこれを村落の公有と爲すを得る權利を認めんと欲する。そして大所有地の多く存在しない所にあつては、すべて賣に出された土地に對しては村落自治體が先買權を有するものとし、又競賣に附せられる土地の競賣に参加するを得る權利を認めんとする。そして曾て村落共有地たりし土地はこれを取戻すを得る權利をも認めんとするのであつて、塊太利に於ては一八四八年以前共有地たりしものにして同年以後農業上の團體の私有に歸したものは、これを村落自治體に於て取戻すを得るものとせんとして居る。

要するに村落團體は昔時は頗る有力なるものであつたのに、專制主義と自由主義とは其實力を喰ひ破つてしまつて、現今村落團體は甚だ無力なる行政組織體たるに過ぎざるものとなつた。社會主義は村落團體をして今一度昔の有力なものに立歸らしめんと欲する。そしてこれに廣き基本財産としての土地を所有せしめ、多くの機能を發揮するを得るものと爲さんと欲する。即ち將來社會主義社會の建設は村落社會主義を以て基礎とせなければならぬと見て居るのである。¹⁷⁾

十 大農地公有と森林公有

次に社會民主黨は大農地の公有を實行せんと欲する。その見る所によれば、元來土地の所有には掠奪したる土地と勞働に依て得たる土地とある。昔はこの兩者が併存して居たのであつて、農民の所有する土地は大抵勞働に依て粒々辛苦して得られたものであり、大所有地は戰國的な状態の下に諸侯や寺院などが之れを略取したものである。然るに資本主義の發達はかゝる土地所有制の發展を抑止してしまつた。即ち資本主義は一方に於ては大所有地に對して其の賣買の禁止や制限を解き、其の古來の領有者の手から資本主の手に買得せしむる道を開いて、多くの大所有地は現今資本主の所有となるに至らしめた。同時に又資本主義は一七八九年や一八四八年の如き大革命を招來し、その結果昔から農民が土地の上に有して居た使用權的な所有權をば、其上に位して居た上級所有權から解放して、完全な所有權として農民の手に與へることにしてしまつた。斯くて現時に在つてはかゝる二様の源流から發達した土地所有制は、轉々相續され購買移轉されて、入亂れた状態の下に存在して居るのである。

然るに世界大戰は又新たな革新の時期を造り、大所有地を國家公共の有に移す運動をして着々功を奏するに至らしめた。即ち一九一七年以來露西亞、エストランド、レットランド、ルーマ

ニア、ユーゴスラヴィア、ツエッコ、スロヴァキア等に在ては、大所有地は公有に移されて、其上に小農民が扶植せられ、大所有地は實際に於て小農民の勞働所有地化するに至つた。獨逸及洪牙利に於ても亦大所有者は農民移住地の設定を強むられる立法が爲された。墺太利はこの大運動に貢献する所は少かつたが、その農民移植法は不十分ながらやはり同一傾向を示すものといはねばならぬ。されば現今歐洲の大部分に於ては大所有地の犠牲に於て勞働所有地が漸次擴大せられつゝある。

社會民主黨はいふ迄もなく此勢を助長し、土地の所有を眞實なる勞働所有たらしめ、大所有地はこれを國家の公有となさんと欲する。

森林も亦耕地同様に或はそれ以上に公共的性質を有するものである。その状態と利用とに關しては國民一般は直接至大の利害關係を有する。然るに其の私有制は公益よりも先づ利得を目的とし、出來得る限りの利益を齎らすやうにとのみその管理が爲されて、一般社會の利便と一致し難い所が少くない。仍て社會民主黨は森林の國有制を實行することを以て政綱とする。そして其の公有化されたる以後に於ける管理は營利主義によらないで、國民の福祉を第一とし、收益林としてではなく福祉森として管理し、國民一般の利便の爲めにこれに奉仕することを本義とし、國民經濟上の利害と森林經營上の利害とを一致せしむることを眼目として、その管理の爲さるゝものとせんとするのである。國有林に對する人民の利用權については適當なる新規定を設ける必要が

ある。

公有にせられたる大所有農地の管理については、一部分はこれを小農的な有期小作人や永小作人の手に移して經營せしめるのだが、一部分はこれを國家の手中に残し置き、大農場として經營する必要がある。大農場の經營はいつでも經營上に最新の科學的智識を應用し、技術と經營との改善を爲し、常に模範的なものとして小農業者の師表となるに適するものであるから、その試験場的な意味に於てもこれを國家の手に残し置く必要がある。そして小農民は此等の大農場からよき種子や種畜を得又機械使用の方法等を教へられねばならぬ。併しかゝる國營農場の經營は一朝一夕には行はれ難いから、當初は過渡的な方法として有爲堪能なる大小作人にまかせて國家監督の下に經營せしめる外はない。尤もその經營は營利を主としないで國民經濟上の公共利便を主として行はれねばならぬ。然る間に事情の熟するにつれて、この小作的經營者に代つて國家利益を代表する監督者と、其農場に働く給料取及勞働者中の代表者との參與の下に、一の組合的な經營團體を造つて、共同的經營を行ふことゝし、以て完全に大農場國營の實を擧げるやう移行かなければならぬと主張する。

最後に國有に移される土地はその所有者に對して賠償せらるべきものなりや否やの點については、塊太利社會民主黨の農政綱領は、賠償するともしないとも豫め決定出來ないとして居る。即ちそれは時の事情により、公有の行はれる狀況の如何に依て定まるものだとするのである。そし

てその狀況は地主其人等の態度の如何によつて定まる所多大だと思つて居る。若し力に訴へて公有が行はれねばならぬやうだつたら事情上固より賠償の問題などは起り得ないし、若し然らずして平和的に合法的に公有が實現するならば、固より賠償は適當に爲さるべきである。これが賠償を行はないやうでは社會民主黨は國際信義にも戻るものと非難せらるゝを免れず、それは社會主義實現の事業上多大の障礙とならざるを得ないであらう。要するに賠償の問題は事情に依て解決せらるべきもので、社會民主黨としては、如何なる事情の下に於ても賠償しないなどは決して言はないし又考へもしないと述べられて居る。

何れにしても土地が所有者の手中に在る間は、その地代は其所得に歸してしまふ。然るに地代は社會の發達と共に増加して止まないものである。従てそれは現今個人の富を造り上げる最も重大なる要素を爲して居る。されば土地が國家の公有に移されるに依て而めて増加して止まない地代は國家の收入に歸し、社會一般の福祉の爲めに公共的にこれを用ゐ得ることになる。それに又考へてみれば、大所有地の上に於ける所有制の發達は資本主義經濟の發達に對する基礎を與へ、土地所有から離れたる無産者は土地の使用の爲めに其所有者に貢を爲すを餘儀なくせられ、又これに隸屬するを餘儀なくされたのである。社會主義はこの状態に對して無産者をば土地所有の支配關係から解放するを以て任務とせなければならぬ。併し土地の小面積を有してこれを自ら耕作經營する小農民はこの支配隸屬の關係に居ないのだから、此等に對してまで其土地所有を奪ふ必

要はない。たゞ大所有者にして自ら所有地を耕作經營せないものの土地を國家の公有に移せば足
りる。そして同時に森林の公有を實行すればそれでよい。

この大農地と森林との公有はいふ迄もなく大工業、鑛業、大商業、銀行業などの公有と並び行
はるべきものである。これが併せ實行さるゝに於ては、それに依て社會的なる富の大部分は社會
公共の有に歸することになる。これに依て消めて都會及農村の勞働者は資本の支配を離れて、共
同的なる自治的勞働に従事して、これにいそしむことが出来る。即ち社會主義の目的は達せられ
ることになるのだと考へられて居る次第である。¹⁵⁾

以上は獨逸社會民主黨の農政綱領として示されたるもの、概要である。これを一々吟味すれ
ば、實行の容易なるものもあれば、かなり困難と見へるものもあるが、併しあまりに突飛なもの
もなければ、所謂革命的なものもない。大抵は實際的なものばかりで、然かもよく農業と農村と
の實狀に適し時弊に的中せるものである。農業問題をば社會的一般改革の大鉞で一撃の下に解決
すべしとやうにばかり考へられて居た從來の態度が改まつて、斯く實際的に又政策的に傾いて來
たことは、近時に於ける傾向の大いなる變化として見遁し難い所である。それと同時に農村の無
産者のみならず、自作農的小農民の心をも捕へて自己城塞中の兵員たらしめんとする努力の明か
に表はれて來たことも、時勢の變化を示す一現象として、見遁し難い所である。(完)